

神産第926号
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づき、公表します。

神戸町長 藤井 弘之

市町村名 (市町村コード)	神戸町 (21381)
地域名 (地域内農業集落名)	神戸 地域 (井田宮町・鍛冶屋町・川西・下新町・上新町・横町・福井・三津屋・昭和町・下宮・更屋敷・末守)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 27日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業の現状としては、現在は自身で耕作している農業者も多くあるが、耕作者の高齢化が進んでおり後継者がいない農家も多い。神戸地域は、市街化区域内の土地を含んでおり市街化区域は農地中間管理機構を利用できないこともあり、次に農業を担う者がいない地区があることが大きな課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物:米、麦、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

市街化区域内は周辺の環境に影響を及ぼさないように個々の農家が中心に適正管理に努める。また、今後は農地の活用方法を検討する。市街化区域外の農地に関しては、農地を担う者が受け皿となって話し合いをしながら中間管理機構を利用して集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

市街化区域外の農地に関しては、農地を担う者が受け皿となって話し合いをしながら農地中間管理機構を利用して集約していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

市街化区域外の農地に関しては、農地を担う者が受け皿となって話し合いをしながら農地中間管理機構を利用して集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

用水路等で補修工事が必要な箇所があるため、優先順位をつけて必要な修繕を施しながら基盤整備事業の話が上がった時には積極的に進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手不足などの問題は、町・農協・農業委員会・農事改良組合など話し合いの場を設けて積極的に情報交換をして解決していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業ができなくなった担う者等があれば相談を受けている。一時的であれば作業委託、今後の話であれば農地中間管理機構を利用して集約の方向に進むように話を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や労働力不足を解消するため、スマート農業技術の導入による各作業の労働の軽減と効率化を進めていく。